

委託契約仕様書

1 委託件名

神戸市指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導業務

2 事業概要

神戸市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条及び第10条並びに児童福祉法第57条の3及び第57条の3の2に基づき実施している指定障害福祉サービス事業所等に対する運営指導の一部業務（以下、「訪問調査等」という。）について、障害者総合支援法第11条の2第1項及び児童福祉法第57条の3の4第1項に基づき、兵庫県が指定する指定事務受託法人（以下、「受託者」という。）に委託する。

受託者は神戸市の指示に従い、市内指定障害福祉サービス事業者等に対して訪問調査等を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで ※債務負担行為による複数年契約

ただし、各年度の委託契約における件数及び金額については、各年度の神戸市一般会計予算の成立による。

4 委託内容

(1) 訪問調査等

①実施体制の確保等

(ア) 訪問調査に従事する者（以下、「調査員」という。）については、訪問調査ごとに2名以上で行えるよう体制を確保すること。

(イ) 調査員は障害福祉サービス事業者等での従事経験がある者又は関連法に係る行政経験のある者など、相当の知識及び経験を有する者等を配置すること。ただし、現に指定障害福祉サービス事業者等の従業者として従事する者、取消処分を受けた法人の欠格事由該当者等、又は訪問調査における公正性の確保等が困難であると神戸市が判断した者については調査員になれないものとする。

(ウ) 受託業務の開始に際しては、あらかじめ調査員名簿及び障害福祉・介護保険サービスに係る資格等を有する者については資格等を有することを証するものの写しを神戸市に提出すること（様式1）。

②訪問調査の準備

(ア) 神戸市が送付する訪問調査対象事業所一覧の中から事業所を選定し、日程調整を行うこと。

(イ) 訪問調査実施月の前々月の20日までに訪問調査実施計画書（様式2）を作成し、神戸市に提出すること。神戸市は提出された訪問調査実施計画書に基づき、訪問調査対象事業所に対し、運営指導実施通知書により通知し、併せて資料の事前提出依頼も行う。

(ウ) 訪問調査予定日からおおむね10日前までに神戸市が指定した訪問調査対象事業所から事前提出資料を受け取ること。

(エ) 事業所から提出された書類について、訪問調査日までに過不足がないか確認すること。不足がある場合もしくは締め切り日までに書類の提出がない場合は、事業所に対して速やかに

提出するよう求ること。

- (オ) 神戸市が提供する給付データを使用して、加算その他の取得状況を調査し、訪問調査当日の確認内容を検討すること。

③訪問調査の実施

- (ア) 障害者総合支援法及び児童福祉法並びに関係法令等に基づき、関係書類を精査し、適正な運営及び報酬請求等が行われているか確認すること。
- (イ) 内容に疑義がある場合は、必要に応じて事業所の管理者等へヒアリングを行う、書類の追加提示を依頼するなどの方法で、内容の確認を行うこと。
- (ウ) 書類の確認及びヒアリングの結果等に基づき、事業所へ確認状況の説明を行うこと。

④調査内容の報告

- (ア) 訪問調査実施日から 14 日以内に、当該訪問調査の結果を記した訪問調査等報告書（様式 3）を神戸市に提出すること。なお、不適切事項・指摘内容があった場合は、その内容がわかる資料等を添付すること。3月に実施した訪問調査については、3月末までに作成し、神戸市に報告すること。
- (イ) 調査員は、訪問調査において次に掲げる不正又は著しく不当な行為を確認したときは、速やかに神戸市に報告すること。
- a 著しい法令違反が確認され、利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼす恐れがあるとき。
 - b 自立支援給付等の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められるとき。
 - c 正当な理由が無く、サービス事業者が訪問調査を拒否したとき。
- (ウ) 訪問調査を実施した月の翌月の 15 日までに訪問調査等実績報告書（様式 4）を作成し、神戸市に報告すること。なお、3月に実施した訪問調査については、3月末までに作成し、神戸市に報告すること。

(2) 業務マニュアル等の作成

遅くとも令和 8 年 3 月 31 日までに本業務にかかるマニュアル・障害福祉サービス事業者等向けの自己点検シートを作成し、神戸市の確認を受けること。また、制度改正等があれば、適宜、マニュアル・自己点検シートを更新し、神戸市の確認を受けること。

(3) 研修

- ①調査員に対して業務の質の向上に必要な研修を実施し、訪問調査の実績の報告とともにその内容等を訪問調査等実績報告書（様式 4）により神戸市に報告すること。
- ②神戸市が行う集団指導や国・県が主催する各種研修等、業務の質の向上に必要な研修に参加すること。
- ③神戸市ホームページはもとより、国・県の発信する情報等について、収集・確認に努めること。

(4) その他

- ①上記（1）③における調査の実施については、原則実地において行うものとするが、大規模災害発生時や感染症のまん延時等には、被害拡大防止及び感染拡大防止の観点から、神戸市の判断により事業所への訪問に替えて、事業所に書面の提出を求め、必要に応じ追加のヒアリングを行い、事業所への訪問時と同等の成果物を神戸市に提出することを可とする場合がある。
- ②訪問調査予定日に訪問調査を実施することができなくなったときは、速やかに神戸市に報告する

ものとする。

- ③障害福祉サービス事業者等から苦情を受け付けたときは、速やかに苦情処理等の結果を神戸市に報告するものとする。

5 検査証

- (1) 調査員は、訪問調査を行うときは、神戸市が発行する神戸市障害福祉サービス事業者等訪問調査検査証（様式5。以下、「検査証」という。）を必ず携帯すること。
- (2) 検査証は、委託契約が終了したときから7日以内に神戸市に返却するものとする。また、調査員が退職等により訪問調査を行うことがなくなったときも、当該調査員の検査証を神戸市に返却すること。

6 履行の確認・納品場所

- (1) 訪問調査等報告書（様式3）及び訪問調査等実績報告書（様式4）については、神戸市福祉局監査指導部の指定する方法で提出し、確認を受けること。なお、神戸市から指示があれば修正し、再提出すること。
- (2) 受託業務の進捗状況については、神戸市福祉局監査指導部の求めに応じ報告すること。
- (3) 受託者は、各年度3月の訪問調査等実績報告書提出時に、当該年度の精算報告書を提出すること。

7 業務責任者届の提出

受託者は、委託契約締結当初に神戸市福祉局監査指導部に業務責任者届（様式6）を提出すること。また、業務責任者が変更となった場合は10日以内に変更届（様式6）を提出すること。

8 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

9 委託対象サービス

【居宅系】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援（地域生活支援事業）

【児童通所系】

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

※ 児童通所系サービスは、令和9年度以降の実施を想定しており、詳細は別途協議とする。

※ 委託対象サービスは、協議のうえ変更することがある。

10 訪問調査等実施件数（提案件数）

令和8～10年度 合計580件以上

※ 居宅系サービスは約360件を見込んでおり、提案に基づく增加分は児童通所系サービスとなる。

※ 同一住所地において複数サービスを行っている事業所への訪問調査は1件とする。

11 その他

(1) 受託者は、この契約による事務を処理するため、「本仕様書」、「委託契約約款」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守しなければならない。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ遵守特記事項」については神戸市ホームページ（下記 URL）を参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(2) この仕様書に定める事項その他について、疑義が生じた場合、神戸市と受託者が協議して解決するものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 120 号）に定めるところによるほか、必要に応じて神戸市と受託者が協議して定める。

様式 1

年　月　日

神戸市長 あて

受託者 (法人所在地)

(法人名)

(代表者職・氏名)

指定事務受託法人訪問調査員名簿

神戸市指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導業務の受託に当たり、訪問調査に従事する者（以下、「調査員」という。）について報告します。

No.	氏名	専従/ 兼務	資格※	勤務経験年 数	勤務先サービス 種別	直近5年間の勤務 先・その他	従事終了日
例	神戸 太郎	専従	介護福祉士	10年	居宅介護	訪問看護ステーションこうべ	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※障害福祉・介護保険サービスにかかる資格を有する場合のみ記載。

本紙は、調査員に変更があるたびに神戸市へ提出すること。

本業務に従事することが終了した場合は、右端の『従事終了日』欄に入力すること（削除しない）。

調査員が多い場合は、必要に応じて、行を追加して使用すること。

樣式 2

○月分

訪問調査実施計画書

居住系サービス（例）

樣式 2

○月分

訪問調査実施計画書

児童通所系サービス（例）

居宅系サービス（例）

（公印省略）

神福監第号
令和年月日

代表者様

管理者様

神戸市長

障害者総合支援法等に基づく運営指導に係る調査の実施について（通知）

標記の件について下記のとおり実施することとしましたので、通知します。

運営指導は、各事業所に出向き、関係書類等を閲覧し、必要に応じて管理者等の方々と面談しながら、事業所の実施状況について検査するものです。

つきましては、運営指導の趣旨・目的を十分御理解いただき、円滑な実施にご協力いただきますようお願ひいたします。

記

1. 根拠規定 障害者総合支援法第10条・神戸市移動支援事業実施要綱第26条
2. 目的 障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ること
3. 対象事業 ○○○○ ・ ○○○○
4. 日時 令和8年○月○日 ○：○○～○：○○
5. 場所 貴事業所内
6. 要出席者 管理者、サービス提供責任者、報酬請求事務担当者等
7. 担当者 調査員 2名程度
8. 必要書類等 別紙のとおり。当日に追加で資料の提示を依頼する場合があります。
9. 事前提出資料の締切 令和8年○月○日 (必着) **※Eメールで提出**
10. 書類提出先
○○○○
Eメールアドレス

書類提出に関するお問い合わせ先 TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000

※ 本運営指導は、神戸市からの委託を受け、○○○○が行うものです。

(担当者) 神戸市福祉局監査指導部 ○○

TEL 078-322-5232

FAX 078-322-6045

児童通所系サービス（例）

(公印省略)

神福監第号
令和年月日

代表者様

管理者様

神戸市長

児童福祉法等に基づく運営指導に係る調査の実施について（通知）

標記の件について下記のとおり実施することとしましたので、通知します。

運営指導は、各事業所に出向き、関係書類等を閲覧し、必要に応じて管理者等の方々と面談しながら、事業所の実施状況について検査するものです。

つきましては、運営指導の趣旨・目的を十分御理解いただき、円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 根拠規定 児童福祉法第57条の3の2
2. 目的 障害児通所支援サービス等の質の確保及び障害児通所給付費の適正化を図ること
3. 対象事業 ○○○○ ・ ○○○○
4. 日時 令和8年○月○日 ○：○○～○：○○
5. 場所 貴事業所内
6. 要出席者 管理者、児童発達支援管理責任者、報酬請求事務担当者等
7. 担当者 調査員 2名程度
8. 必要書類等 別紙のとおり。当日に追加で資料の提示を依頼する場合があります。
9. 事前提出資料の締切 令和8年○月○日 (必着) **※Eメールで提出**
10. 書類提出先
○○○○
Eメールアドレス
書類提出に関するお問い合わせ先 TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000

※ 本運営指導は、神戸市からの委託を受け、○○○○が行うものです。

(担当者) 神戸市福祉局監査指導部 ○○

TEL 078-322-5232

FAX 078-322-6045

居宅系サービス（例）

※児童通所系サービスについては、別途作成予定

様式3

訪問調査等報告書（案）

1. 調査概要

日 時
事業所番号
事業所名
所在 地
電話番号
サービス種別
指定年月日
運営法人名
法人代表職・氏名
管理者
サービス提供責任者
利用者数
担当 者
応 対 者
手 法 実地・WEB・電話・他（ ）

2. 調査報告内容

（別紙参照）

3. 文書指導内容（案）

（別紙参照）

別紙

○調査報告内容

(1) 不適切事項・指摘内容

	指摘者	点検事項	不適切事項
①			
②			
③			
④			
⑤			

※点検事項：運転規程、掲示、身体拘束の禁止など（自己点検シートの点検事項から引用する）

※不適切事項：指摘事項のみ記載。どのような状態が不適切であったかを記載。

※根拠条文：自己点検シートの根拠条文を転記する。

(2) 自己点検シート（確認済み項目）

別添のとおり

(3) チェック表

- 虐待防止の取組について
- 身体拘束等の適正化のための取組について
- 簡易指摘項目

(4) その他

別紙

○文書指導内容（案）

指摘項目	改善を要する事項
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

以上

指摘文書上の基準の表記について

- ※1 「基準省令」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）を指す。
- ※2 「解釈通知」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）を指す。
- ※3 「報酬告示」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）を指す。
- ※4 「留意事項通知」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）を指す。
- ※5 「条例」とあるのは「神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年 12 月 21 日神戸市条例第 49 号）を指す。
- ※6 「要綱」とあるのは神戸市移動支援事業実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日神戸市保健福祉局長決定）を指す。「要領」とあるのは神戸市移動支援事業運営要領（平成 18 年 10 月 1 日）を指す。

様式4

令和 年 月 日

神戸市長 あて

受託者

(法人所在地)

(法人名)

(代表者職・氏名)

訪問調査等実績報告書

令和 年 月に実施した指定障害福祉サービス事業者等に対する訪問調査及び受託者が実施した研修等の業務の実績について、下記のとおり報告します。

実施日・時間帯	手法(実地・WEB・電話・他)	サービス種別	事業所番号	運営法人名	対象事業所名	対象事業所所在地	指導事項の有無
合計 件							

受託者が実施した研修等の業務	
実施日	業務内容

様式 5

神戸市障害福祉サービス事業者等訪問調査検査証

(表)

検査証	
第号	
年月日	
所属	
氏名	
生年月日	
裏面記載の規定に基づく質問、検査等を行うことができる職員であることを証明する。	
神戸市長 久元 喜造 印	

(裏)

障害者総合支援法第十条

市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

児童福祉法第五十七条の三の二

市町村は、障害児通所給付費等の支給に関する必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、印刷は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦2.4センチメートル、横2.2センチメートルとすること。

様式 6

令和 年 月 日

神戸市長 あて

受託者
(法人所在地)
(法人名)
(代表者職・氏名)

業務責任者届（当初・変更）

下記のとおり業務責任者を選任しましたので、届出します。

委託業務の名称	
契約締結日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
委託金額	円（消費税及び地方消費額含む。）
業務責任者	氏名 部署・役職 連絡先（TEL）